

徳愛ク検第 3 号
平成31年 3月20日

徳之島愛ランド広域連合
連合長 高岡 秀規 殿

徳之島愛ランドクリーンセンター
施設整備基本構想策定検討委員会
委員長 小原 幸三



平成30年度徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想
策定検討委員会の中間報告について

標記の件について、別紙のとおり中間報告いたします。

平成 30 年度徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会中間報告

本委員会に付託された検討事項は以下である。

施設整備基本構想策定検討委員会条例

第二条（所掌事務）

- （1） 施設整備に関する基本構想案の策定に関すること。
- （2） 施設整備に係る候補地の選定及び事業手段の検討に関すること。
- （3） 地域振興策の推進、ゴミ排出抑制の情報に関すること。

検討内容の報告

- （1） 施設整備の基本構想は、三町の一般廃棄物処理基本計画の中に関係する記載が無い。そのために、三町共通の事項として愛ランドクリーンセンター施設整備の計画に関する事項を一般廃棄物処理基本計画に導入する必要がある。

一般廃棄物処理基本計画の中に処理施設の受益者である利用者に関する記述はあるが、処理施設周辺住民と処理施設を管理・運営する愛ランドクリーンセンターの関係及び処理施設設置自治体との関係に関する記述がなく、施設設備の管理・運営に施設周辺住民の協力を得る機構を設置することが必要である。

- （2） 現在の施設建設時の新施設の建設候補地に関する3町持ち回りの「申し合わせ」を尊重し、該当する自治体に新施設建設を受け入れる意思の有無を確認する。受け入れに当たっては、新施設周辺住民の同意を得ることを必要とする。施設受け入れの期限を2019年6月末日とする。

新施設が稼動するまでの期間は、既存の施設を運用する必要がある。既存施設の使用を延長する場合は、施設周辺住民の同意が必要である。施設周辺住民と施設設置自治体の合意内容に関する契約内容を協定として当該自治体の議会で承認することを必要とする。

事業手段は以下の二手法について検討を行う。

- ①既存の施設と同じ焼却型の手法
- ②ごみを資源として活用する手法

上記二手法を用いた場合の適切な施設規模、建設コスト、運用コスト、経済効果、を検討する。

事業手段の選択は利用者である住民への影響が大きい故に、答申を纏めるに当たって、あらかじめ住民の意見をアンケートとして集約し、できるだけ速やかな新施設建設ができるように配慮する。

- （3） 新手法による施設の建設が徳之島の地域振興に資する内容を明らかにし、今後のごみ処理手法の総合的な評価を行う。

平成31年3月20日

徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会

委員長 小原 幸三

